

令和5年2月21日

国立市長 永見 理夫 様

国立市男女平等推進市民委員会  
委員長 太田 美幸

市事業「多摩マッチングプロジェクト」に係る苦情について（答申）

令和5年1月16日付け国政市発第76号により諮問のありました事項について、下記の通り答申いたします。

## 記

### 1. 申出者

氏名 古濱 薫 ほか9名

### 2. 苦情申出の趣旨

「市報くにたち」令和4年12月5日号において、「多摩マッチングプロジェクト」参加者募集の記事が掲載された。同記事の見出しには「ロマン溢れる旧国立駅舎で待ち合わせ“素敵”空間で盛り上がり！ 国立市婚活パーティー」とあり、参加者の条件として「男性28歳～49歳、女性23歳～44歳」との記載があった。

12月5日に市民から市に苦情の電話があったことを受けて、市は参加者の年齢条件を男女とも23歳～49歳とすることを決定し、事業の詳細を案内するために委託事業者が設けたウェブサイト上の記載を修正するとともに、「市報くにたち」12月20号に「お詫びと訂正」を掲載した。

当初の参加可能年齢が性別によって異なっていたことは合理的な理由を欠いているうえに、性別によって不利益をもたらす行為であり、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第8条、および「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」第2条ならびに第3条に反すると思われる。

また、年齢に上限を設けたこと、および記事の見出しに「婚活」という表現を用いていることは、市が異性愛主義に立脚し、女性の出産可能年齢をふまえて、少子化対策として

この事業を企画したことを窺わせる。多様な性のあり方を考慮した事業であるとは思えない。

市には平和・人権・ダイバーシティ推進係が置かれているが、それにもかかわらずこのような事業が企画され実施に至ったことは大変重大である。こうした事態を招いた原因の究明と再発防止に取り組むことを要望する。

### 3. 経緯

「多摩マッチングプロジェクト」事業の所管課である政策経営課に対しておこなった質疑への回答によれば、苦情の対象となった事実が生じた経緯は概ね以下のとおりである。

令和3年秋頃、多摩川衛生組合構成市（府中市、稲城市、狛江市、国立市）の連携により、東京都市長会の助成金を活用して本事業を実施することについて、狛江市から他構成市に打診があった。令和4年1月から2月にかけて4市担当で協議のうえ、狛江市が幹事市となり、助成対象となる3年間を事業期間として、令和4年度から事業を進めることを決めた。連携に加わるにあたっては、男女平等参画施策を所管する市長室から意見を聴取した。

4市協議では国立市から、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」や「くにたちパートナーシップ制度」の趣旨を説明し、「結婚（法律婚・異性婚）支援を前面に打ち出した事業は賛同しかねる」、「少子化対策は目的から削除してほしい」といった提案をした。この提案により事業内容が一部修正されたが、狛江市の要望により「少子化対策」は事業目的として残った。

稲城市での開催（令和4年12月4日）では、男女ともに20歳～49歳として参加者を募集したところ、男性は20歳代が多く、女性は40歳代が多かった。男女の年齢が離れすぎない方がよいとの趣旨で、国立市での開催（令和5年1月15日）では年齢差を設けて募集するよう委託事業者から提案があった。政策経営課では、このことについて問題と認識せずに進め、市長室への共有もしなかった。

市報くにたち12月5日号は、政策経営課が作成した原稿を広報担当へ提出し、複数回の校正を経て配布に至った。

### 4. 提言

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」は、基本理念（第3条）として、性別による差別的取扱いの根絶や固定的な性別役割分担意識に基づく慣行からの脱却等を掲げている。市の実施する事業において、「婚活」という表現を用いて異性間の法律婚を前提にし、募集開始時に女性の参加可能年齢が男性よりも低く設定されていたことは、こうした事業企画のあり方が婚姻をめぐる固定観念の強化につながりうるということを市が十分に認識していなかったことを窺わせる。性別による不利益をもたらす事項が事業に含まれていたことは、同条例第3条および性別に起因する人権侵害を禁

ずる第8条にも反しており、きわめて遺憾である。また、事業の企画自体についても、多様な生き方を尊重する姿勢や性の多様性への配慮が欠けていたと言わざるを得ない。

同条例の基本理念は市が実施するあらゆる事業において貫徹されるべきものであり、他自治体との共同事業や事業者への委託事業も例外ではない。苦情申出の対象となった事実が生じた要因は、当該事業が同条例に照らして疑義があるという認識があったにもかかわらず、他市の理解を得ることができず、狛江市の要望を覆すことができなかったこと、また、性別や年齢による差別的取扱いについて市の問題認識が十分ではなかったことにある。市はこの点について深い反省の上に立ち、条例遵守に対する姿勢を改めて明確に示す必要がある。具体的な対応として、下記の3点を提言する。

- (1) 同条例にかかわる事業を実施する際には、その事業にかかわる他自治体や委託事業者を含むすべての関係者が同条例の基本理念を遵守するよう徹底すること。基本理念に照らして疑義がある場合は、実施の是非について市長室とともに慎重に検討すること。そのうえで、市長室による事前確認が十全に機能するよう、事業実施にあたってのチェックフローを整備すること。
- (2) こうした問題は、今回苦情申出の対象となった事業の所管課のみならず、すべての部署において潜在的に生じうることであり、各部署においては、改めて同条例および「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の基本理念・基本目標を確認し、PRIDE指標2022ゴールド認定・レインボー認定の受賞に恥じないよう、日頃の業務に反映させること。
- (3) 部署内における男女平等参画兼DV対策推進員の役割を明確化し、有効なチェック体制や研修のあり方等について検討をおこなうこと。

以上